

京丹後市いじめ問題調査委員会の役割等

令和7年度第1回京丹後市いじめ問題調査委員会

令和7年4月28日（月）

いじめ防止対策推進法と市が実施すべき内容について

(1) いじめ防止対策推進法

「国及び地方公共団体が基本的方針を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する」

(2) いじめ防止対策推進法を踏まえ市が実施すべき内容

- ①地域基本方針の策定
- ②いじめ問題対策連絡会議の設置
- ③教育委員会の附属機関の設置
- ④市長の附属機関の設置

いじめ防止対策推進法を踏まえ 市が実施すべき内容

①地域基本方針の策定

平成26年6月「京丹後市いじめ防止等基本方針」を策定
平成30年12月に一部改定

②いじめ問題対策連絡会議の設置

平成26年度より毎年実施

③教育委員会の附属機関の設置

平成27年度に専門委員会を設置、毎年2回の定例会議を開催
重大事態の調査機関

④市長の附属機関の設置

平成26年度に調査委員会を設置、2年おきに会議を開催
重大事態の再調査機関

京丹後市いじめ防止等基本方針に基づく全体スキーム

京丹後市いじめ防止等基本方針(いじめ防止対策推進法第12条)

市が一体となっていじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針

いじめの防止等に対する基本的な方向

いじめの防止等の対策に関する基本理念
・いじめの定義
・いじめの基本認識

いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめの防止

いじめの早期発見

いじめへの対処

地域・家庭との連携

関係機関との連携

家族・地域

- ・規範意識を養うための指導
- ・いじめの防止等に向けた協力・連携
- ・いじめを受けた児童の保護



協力・連携

市立学校

校長の強力なリーダーシップのもといじめ防止等のための組織体制を確立
いじめの防止等のための施策を実施

- ①いじめの防止 ②いじめの早期発見 ③いじめに対する措置 ④いじめが起きた集団への働きかけ ⑤解消の定義を規定 ⑥ネットいじめへの対応

○学校いじめ防止基本方針(法第13条)

国、府及び市の基本方針を参酌し、自校のいじめの防止等に向けた基本的な方向、取組内容を定め、ホームページなどで公開する。

○学校のいじめの防止等の組織の設置(法第22条)

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ・学校のいじめ防止に関する具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正(PDCAサイクル)
- ・いじめ相談、通報窓口の役割
- ・いじめに関する情報収集及び迅速な共有
- ・いじめに関する児童生徒への事実関係の聴取、確認及び指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との密接な連携

重大事態発生

教育委員会への報告(法第30条第1項)
重大事態の迅速な対応、調査の実施

京丹後市いじめ問題対策連絡会議(法第14条第1項に基づく設置)

目的:いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。(基本方針に基づく各年度の取組計画の協議・情報交換)
構成:代表者会議と実務者会議により構成(京都地方法律局、京丹後警察、丹後保健所、児童相談所長、北丹医師会、区長連絡協議会、民生児童委員協議会、人権擁護委員協議会、保護司会、PTA協議会、市長、副市長、市民環境部、健康長寿福祉部、消防本部、教育委員会、保育所長、幼稚園長、小学校長会、中学校長会)

～ いじめの防止等のための施策を実施 ～

- (1) いじめの防止:学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成、外部専門家との連携、教職員の資質能力向上、調査研究の実施、正しい理解の普及啓発
- (2) いじめの早期発見:相談体制の整備、定期的な実態把握と評価、地域・家庭との連携促進
- (3) いじめへの対処:問題解決に向けた支援、ネットいじめへの対応、学校相互の連携体制の整備
- (4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証

円滑な連携

実効的な
対策実施

支援
指導

教育委員会

委嘱・諮問

報告

重大事態
報告

市長

委嘱・諮問

報告

京丹後市いじめ防止対策等専門委員会 (法第14条第3項・第三者による公平性・中立性確保)

- ・京丹後市いじめ防止等基本方針に基づく有効な対策等についての審議
- ・いじめに関する通報や相談等に対する調整、解決に向けての検討
- ・法第28条第1項及び法第24条その他必要な調査
- ・調査を踏まえた学校への指導・助言
- ・京丹後市教育委員会への支援・助言
- ・京丹後市いじめ問題対策連絡会議との連携

- ①重大事態が発生した場合は、法第30条第1項に基づき市長に報告
- ②迅速かつ的確に調査主体や組織形態を判断
- ③当該児童生徒及びその保護者への情報提供
- ④重大事態の調査結果を市長に報告

京丹後市いじめ問題調査委員会 (法第30条第2項・第三者による公平性・中立性確保)

- ・京丹後市いじめ防止対策等専門委員会等が調査し教育委員会から報告のあった重大事態の再発等防止のために必要な再調査
- ・再調査に係る当該児童生徒及び保護者への適切な情報提供及び結果報告
- ・市長への再調査結果の報告

再調査の実施

京丹後市議会へ再調査結果報告

法第30条第3項に基づく報告

国・京都府

指導・支援

国: 職能団体への働きかけ、財政支援、普及啓発
府: 「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣、その他教育委員会及び学校等への支援・指導